定款

株式会社ルリアン

Ver	決裁者	改定日	施行日	改定内容
1	株主総会	2018 年 4 月 2 日		Back50 の設立
2	株主総会	2018 年 9 月 21 日		
3	株主総会	2019 年 3 月 18 日		
4	株主総会	2019 年 10 月 1 日		
5	株主総会	2020 年 1 月 1 日		
6	株主総会	2021 年 11 月 26 日	2021 年 11 月 26 日。ただし、第 3 条のみ同年 12 月 1 日	・本店所在地を東京→京都（3 条） ・監査等委員会の設置 ・会計監査人の設置 ・責任免除の定めを追加 ・株主総会の招集通知を会日の 1 週間前から 2 週間前に変更 ・株主総会の議長を社長からあらかじめ定められた取締役と変更
7	株主総会	2023 年 11 月 29 日	2023 年 11 月 29 日	・株式取扱規程制定に伴う第 2 章株式の条項の整理 ・目的の整理
8	株主総会	2025 年 9 月 1 日	2025 年 9 月 1 日	・目的の整理

株式会社ルリアン定款

第１章　総　則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社ルリアンと称し、英文では、Le Lien Co.,Ltd.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）情報の収集、提供、仲介及び斡旋
（２）コンサルタント業
（３）催事の企画及び運営
（４）フランチャイズ事業
（５）システムの企画、開発、リース、レンタル、販売及び保守
（６）無体財産権、ノウハウの取得、使用許諾、売買及び管理
（７）会員組織の運営
（８）不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
（９）生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業
（10）集金代行業及び事務代行業
（11）電気通信事業法に基づく電気通信事業
（12）有料職業紹介事業
（13）高齢者施設の選定及び入居までのサポート事業
（14）前記各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を京都府京都市に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告の方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。
２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、８０万株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集）

第13条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（株主総会の議事録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、１０名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。

（取締役の選任方法）

第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３　増員又は補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、監査等委員でない在任取締役の任期の満了する時までとする。

４　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

５　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有す

る期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　当会社は、取締役の決議によって、監査等委員ででない取締役の中から代表取締役を選定する。

２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長及び取締役会長を各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第 27 条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 28 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 29 条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 30 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）

第 31 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（当会社又はその子会社の業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 32 条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ることなく、監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 33 条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第34条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第35条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第36条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第37条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除等）

第39条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会決議をもって、同法第４２３条第１項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計　算

（事業年度）

第40条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月３１日までとする。

（剰余金の配当等）

第 41 条　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

２　当会社は、毎年８月３１日又は２月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 42 条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の配当金には利息をつけない。